

仕様書

1 件名

メンタルヘルスカウンセリング事業

2 事業の目的

京都市職員とその家族のメンタルヘルスに係る不安や悩み等を電話等による相談することにより、京都市職員とその家族の心身の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

3 事業の概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 対象者

京都市役所に勤務する職員とその家族

職員数：約17,000人（令和6年11月30日時点）

(4) 業務内容

①電話によるメンタルヘルスカウンセリング

②面談によるメンタルヘルスカウンセリング

4 実施方法等

(1) 電話相談対応時間

平日 12時間/日 以上

土曜 8時間/日 以上

ただし、午前11時から午後7時の間は必ず対応できること。

（日、祝日及び年末年始を除く。）

(2) 相談員の資格

公認心理士、臨床心理士又はメンタル心理カウンセラー等の有資格者が責任を持って対応すること。

(3) 電話回線及び電話料金

本業務を提供するにあたり、受託者の事務所内に電話料金が利用者の負担とならない京都市職員専用の受付電話回線を設置し、固定電話のほか、携帯

電話等からも利用可能とすること。

電話回線の設置は令和7年4月1日の事業開始に間に合うようにし、設置工事費及び毎月の電話料金は受託者が負担すること。

(4) 相談業務の体制

- ①電話による相談は匿名でも可とすること。
- ②面談によるメンタルヘルスカウンセリングの場所は、京都市内等、利用者が行きやすい場所に設置すること。
- ③面談によるメンタルヘルスカウンセリングは、無料面談ができる回数を一人あたり年間5回までとするが、6回目以降も利用者負担により対応できること。
- ④必要に応じて専門医療機関等の紹介をすること。
- ⑤相談員は、必要な相談技術や個人情報に関する研修を定期的に受け、常に相談技術の向上に努めること。
- ⑥提供する情報の維持・向上に努め、最新の情報を収集すること。

5 報告

実績報告書は、毎月の利用状況を集計し、共済組合の指示する期日までに報告するものとする。報告の主な項目は、別途共済組合から指示するものとする。

また、年度の報告書も作成し、提出すること。なお、別に共済組合からの求めがあった場合は、報告書を作成し提出するものとする。

6 告知物の提供

委託事業の周知を図るため、委託者・受託者が別途協議のうえ取り決めたポスター・パンフレット等の告知物を委託者が指示する期日までに提供すること。

7 留意事項

(1) 再委託の禁止

委託事業の再委託については、原則認めないものとする。

ただし、面談によるカウンセリング施設等については除く。

(2) 個人情報保護に係る措置

プライバシーマーク又はISO/IEC 27001の認証を取得していること。

(3) 情報の管理

情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生しないように適切な保護・管理を行うとともに、委託者が実地調査を行うときには、これに応じること。

(4) トラブル等の処理について

利用者等との間でトラブルが生じた場合には、受託者が責任を持って適切に処理すること。また、苦情等に対応する担当者を置き、クレーム発生時においても誠意を持って対応すること。受託者の責により、利用者に損害が生じた場合には、その責任の範囲に応じて賠償すること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項で、本事業を適正かつ円滑に実施するため必要と認められる事項は、委託者と受託者が協議の上、実施するものとする。